

人事訴訟事件等についての国際裁判管轄法制研究会 第5回 議事要旨

1. 日 時 平成25年4月26日(金) 自 18時00分
至 21時00分
2. 場 所 社団法人商事法務研究会会議室
3. 議事概要

(1) 失踪宣告関係事件の国際裁判管轄について

- 資料8の3頁の提案内容は、もともと失踪宣告の国際裁判管轄を有していて失踪宣告をすることができた国の裁判所には、失踪宣告の取消しの国際裁判管轄も認めてよいのではないかという観点から、(i)の①及び②の要件に当たる場合は失踪宣告の取消しの国際裁判管轄を認め、さらに、失踪宣告の取消しについては、失踪者が日本に住所を有している場合にも付加的に国際裁判管轄を認める趣旨である。
- 失踪宣告をした裁判所及び現在失踪者の住所がある地の裁判所に失踪宣告の取消しの国際裁判管轄を認めれば十分であり、日本に住んでいない日本人について日本の裁判所にその国際裁判管轄を認める必要はないのではないか。
- 人の生死は戸籍に反映される基本的かつ重要な問題であることから、本国管轄はあったほうがよいのではないか。
- 提案内容の(i)①の記載ぶりでは、不在者が生存していたと認められる最後の時点を「失踪宣告をした時点」と解することになり、仮にその最後の時点を「現在」と解するのであれば、修文の必要があるのではないか。
- 通則法では、外国でされた失踪宣告を取り消すことは想定していなかったように思う。通則法6条の管轄に基づいて日本で失踪宣告がされたのであれば、自動的にその失踪宣告の取消しは、準拠法を日本法として、日本で行うことができるのではないか。
- 通常は、外国の失踪宣告を日本で承認できるかどうか判断する際に、失踪者が生きていることが日本で明らかになれば、民訴法118条3号を準用して公序に反すると解して支障はないと思うが、日本の裁判所が外国裁判を承認する要件を具備しているとして外国の失踪宣告の効果を確認する判決を下した場合、それを覆すには失踪宣告の取消しをする必要が出てくるのではないか。
- 外国の失踪宣告の効力を裁判で確定させる手続がないので、実務では、戸籍に載

ってしまうと、そこで戸籍係が実体的に民訴118条の要件具備を判断したかのように解されてしまうように思う。

- 離婚判決が外国で下され、その内容が戸籍に反映された場合には、後から外国離婚判決無効確認訴訟等で争い、承認要件が具備されていなかったことが確定すれば、戸籍を元に戻して婚姻関係があるものとして扱う。
- 離婚でも婚姻でも戸籍の届出が受理されたら簡単には覆せないことは、国際的事件も国内の事件も同じではないか。
- 日本の裁判所が失踪宣告をした場合、当事者が生存していることが判明しても当然効力を有するが、外国の裁判所の失踪宣告の場合は公序で切れると解する根拠が不明である。
- 自動承認制度では、いつ承認されたかが不明確である。したがって、外国の失踪宣告時点で承認の条件を満たしていれば、基本的に日本でもその効力が及ぶと考えるのが素直であり、事後に生存していることが判明したとしても、その失踪宣告を取り消さない限り、効力は消滅しないのではないか。
- 実務上、外国で失踪した日本人について、失踪宣告がされた後で生存が判明した場合、わざわざ外国に行ってまで失踪宣告の取消しはしないだろうし、日本でわざわざ取り消す必要があるかも疑問である。
- 外国で失踪宣告がされ、失踪者の身分関係を処理したいときには、外国の失踪宣告を日本で承認することが必要な場合はあろう。そうであれば、日本では全く失踪宣告の取消しができないとするのも問題ではないか。
- 外国で婚姻したことになっていて戸籍に載っている場合は、婚姻無効の訴えを起さなければならず、戸籍の訂正ではできない。失踪宣告の場合もそれとパラレルで、戸籍の訂正では無理で、取消訴訟が必要になるのではないか。
- 失踪宣告の取消しの利益を考えると、提案内容の（ii）の要件では十分ではなく、国籍を管轄原因とすべきことにはならないか。
- 資料8の3頁の提案内容の（i）②で、「不在者に関する法律関係が日本法によるべきときその他法律関係の性質等に照らして日本に関係があるとき」という管轄原因の理由付けについて、外国に同一常居所を持っていた外国人夫と日本人妻の例が挙げられているが、昭和39年の最高裁判決に照らしても夫が失踪していれば行方不明で離婚事件に関する日本の管轄が少なくとも認められるので、説得力がないと

思う。

- 失踪宣告の効果はその法律関係限りであるから、重大な効果といっても、一般的に死んでいることにはならないのではないか。婚姻関係が日本法によるとき等については、その婚姻関係についてのみ失踪宣告をすることになるのではないか。再婚を可能にするため、離婚よりは簡単にできる失踪宣告を認めてよいのではないか。
 - 再婚のことだけ問題にするのであれば離婚を認めれば十分であり、失踪宣告により人の死亡という重大な効果を認めるべきではないのではないか。
 - 失踪宣告をする意味は専ら相続のためという印象がある。そうでなければ公示送達により離婚を認めた方が早い。
 - 国際裁判管轄の規定を準拠法とは別に置くことになる場合、通則法6条の縛りがなくなり、「日本法によるべきときその他法律関係の性質、当事者の住所又は国籍その他の事情に照らして日本に関係があるとき」という管轄原因については、議論し直して別の形で規定することもできるのではないか。
 - (i) ②の管轄原因を「住所又は国籍その他の事情に照らして日本に関係があるとき」だけにすることも考えられないわけではないが、整合性を欠かない以上は、この時点で通則法を変えるのはなかなか勇気が要るような気がする。
 - 失踪宣告の取消しの時点で生存していた最後の時点の住所が違っていたということになれば、新たに判明した最後の住所地国で失踪宣告の取消しをすることになるのではないか。
 - 管轄原因としては、失踪宣告をした裁判所に加えて失踪宣告をすることができた裁判所が入るかどうかの問題になりそうである。また、国籍を管轄原因に入れたほうがいいという意見が今の段階では強いような気がする。
- (2) 不在者財産管理人の選任申立事件の国際裁判管轄について
- 我が国の裁判所に管轄権を認めたとして、不在者財産管理人選任決定の効力は日本国内にとどまると理解するのか、全世界的に及ぶと理解するのかによって、考え方が変わってくるのではないか。当然に、日本国内にとどまるとの結論になるわけではないので、そのような結論をとるのであれば、その旨の規律が必要となるのではないか。
 - 全世界で統一的に不在者の財産を管理しなければいけない事態は、余り想定されないのではないか。

- 実務上、相続人の一人が不在者となっている場合、その者も含めて遺産分割協議をすることを前提に、不在者財産管理人の選任を申し立てることが多いが、被相続人の財産が全世界にあるような場合は、不在者は全ての相続財産について共有持分を持つため、不在者財産管理人の権限が、その全世界の相続財産について及ぶこととする必要があるのではないか。
- 家を放ったらかしてどこかに行っていまい、その家をどうにかしないとけないというような典型的な場合であれば、この案で良いように思う。
- 相続財産の共有というのは、あくまで遺産分割をするための共有であって、不在者財産管理人の選任事件の管轄原因を考えるに当たって、そこでいう「共有」状態を前提にするというのは違和感がある。
- 全世界で統一した管理人を選ぶ必要がある場合もあるとして、その場合は、不在者の最後の住所地を管轄原因にするということになるのか。
- 外国にある財産は外して、一部だけ分割するという方法で対処することになるのではないか。
- 我が国で全世界の財産につき遺産分割協議をしたからといって、財産のある所在する国で執行できるのかという疑問もあることから、一部だけ分割するという方法がとられる可能性はある。
- 重要なのは、日本の財産にしか及ばないなら及ばないということを、法律ではっきりと書いておかないと、実務で混乱が生じるのではないかという点である。
- 不在者財産管理制度の本来の趣旨と若干離れているような気もするが、もし全世界に効力を及ぼすなら、相続財産管理人と同じような要件で認めることにしなければならず、さらに効力が及ぶ範囲で分けることになるのかもしれない。
- 効力が全世界に及ぶということを認めた場合には、財産が所在する日本以外の国で日本の裁判所がした決定を取り消すことができるかという論点が出てくる。
- その国が独自に取り消すことができるというのは、違和感がある。
- そのような場面が生じないように、各国ごとに別に管理人を選任して、その職務関係の競合をどう調整するかという問題として処理すべきように思われる。
- 逆に間接管轄の問題で、外国で同じような不在者の財産管理人が選任されて、その外国では全世界に効力が及ぶとされているような場合、観念的には我が国でも承認せざるを得ないのではないか。

- 不在者財産管理人の選任事件のように財産管理的な意味合いをもつ類型で、その裁判の効力を全世界に及ぼそうといったときに、何も決定を介在させることなく自動承認というのは非常に曖昧になるところがあると思われる。
- 全世界に及ぼすとすると、失踪宣告のときですら日本の法律関係の部分しか及ばないとなっている通則法第6条第2項との均衡が問題となるのではないか。
- 外国で選任された管理人につき、日本で取り消すことができるというのは、違和感がある。
- 我が国の不在者財産管理制度と同じような仕組みをとっている国は少なく、ドイツを始めとする多くの国が、失踪宣告の制度で賄っている状況にあるようである。
- 外国と競合することがめったにないのであれば、全世界に効力を及ぼすこととしても余り障害はないのではないか。

(3) その他の家事事件の国際裁判管轄について

ア 戸籍法に規定する審判事件

- フィリピン人の婚外子で日本人父から認知はされているが国籍は取得していない場合や、国籍があったけれど喪失してしまった場合等、国籍がない者でも名前、すなわち他人の戸籍に載ってしまっている名前の訂正が必要になる事案があるのではないか。
- そのような場合、戸籍をもっている日本国籍の者の事件として扱うことになるのではないか。
- その間違った記載に関係があるのは子だけである。外国人に戸籍はないが、そこに記載されたものが違っているとき、戸籍訂正に正当な利害がある人がいれば、管轄を認めてもいいのではないか。
- 要するに、日本の戸籍に関係する申立てであれば、誰でも日本の裁判所に行うことができるようにするということか。
- 子の名前が間違っている場合の他、日本人と外国人が婚姻して、その外国人が本国法上ダブルネームになっている場合、そのままでは戸籍の身分事項欄には反映できないが、やはり記載が必要だという事情があると、日本で管轄を認めて家裁で変更できるようにする必要があるのではないか。また、かつての外国人登録、現在の住民登録の記載を変更すべき場合があると思うが、それは日本での管轄を認める必要があるのではないか。

- 外国人登録原票から住民票になった後、記載の訂正等をどういう仕組みで行うのかがまだわからない。
 - 外国人の氏の変更のとき、申立人の本国によって承認されることが明白であるという要件をつける場合、明白かどうかはどうやってわかるのか。
 - 外国人について一番問題になるのは、戸籍の記載を直したり、日本の住民票の記載を変更したりというまさに日本で持っている登録制度の限りでの変更である。本国との調和をそこまで厳格に考えず、日本で登録を訂正しておく利益が十分にあるのであれば管轄を認めていいのではないか。
 - 今議論しているのは氏の変更であるが、日本でこの名前を使いたいというのを許してよいということか。
 - 準拠法自体は本国法を適用することになり、本国との一致というのは、その部分でとれるのではないか。
 - 管轄を認めても準拠法の適用により、氏の変更を本国法が認めているかどうかということを確認できる。本国で承認されることを確認してからでないとできないということにする必要はないのではないか。
 - 日本国籍のない方について認めてよいというのは、実体法上そのような申請権限が認められているという前提か。その場合、戸籍法に規定する審判事件のようなものではなく、名の変更に関する事件というような単位法律関係を作った上で認めることになるのか。
 - まとめると、①氏又は名の変更についての許可の審判事件について、申立人が日本国籍を有する場合に限ることについては、外国人の場合は住所要件で認めるということが考えられ、本国で承認されることという要件は不要であるという意見が出された。③戸籍の訂正許可の審判事件については、日本に戸籍があれば利害関係人は誰でも申し立てられるようにする必要があるという指摘を受けた。
- イ 性同一障害者特例法について
- 韓国籍の方から相談を受けてわからなかったことがある。明文規定がないということの他、日本では、性同一性障害者特例法が戸籍と連動しているところがあることや、韓国で同種の制度がないこと、日本でずっと育っていることから、仮に韓国に同種の制度がなかったとしても、法の欠缺のように考えて条理で行うということも考えられることなど、いろいろ考えられる。

- ずっと日本に生活本拠がある場合、必要性はあるのではないか。
 - 外国人についても管轄を認めたとして、ではこの法律が使えるのかというもまた問題である。人格権の問題だから準拠法は本国法になるのではないか。
 - 外国人が日本でずっと生活しているのであれば、日本で性別を変更することに正当な利益をもつと思われる。
 - ドイツでは、性転換の実体的な要件はドイツ法で定めているが、それに加えて、以前は本国が性転換を認めていることも要件としていた。しかし、性転換の制度がない国の人がドイツで性転換できず、これが差別的取扱いに当たるという連邦憲法裁判所の判決が下され（2006年7月18日判決）、法改正がなされている。ヨーロッパでは、欧州人権裁判所で性転換をすること自体が人権であるというように保障しており、認める方向で動いている。フランスでも、国をまたいで性が異なるのは困るという議論もあったが、性転換をすること自体がその人の人権として保障されるという判決が出た（パリ控訴院1994年6月14日判決）。
 - ただ、性同一性障害特例法の適用として、外国人の性転換まで対象としているのかが疑問で、外国人にも使えるということになって初めて裁判官管轄の問題になるのではないか。
 - 旧特別家事審判事件の取扱いは非常に難しい。特定の日本の実定法を想定して分けているので、そもそも単位法律関係を考える際に基準とすること自体が妥当かという問題がある。
 - その疑問は理解しているが、他方で、もし民事訴訟法の中に国際裁判管轄の規定を置いたように、家事事件手続法の中に国際裁判管轄の規定を置くとすると、一部の事件のみ対象として国際裁判管轄の規定を設けるというのもどうかという問題がある。ただ、通則法にも規定がないような類型まで含めて国際裁判管轄を定めるのがよいかという点も悩ましい。
- ウ 生活保護法等に規定する審判事件及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する審判事件について
- 準拠法は性質上この法律のみとなる旨資料には記載してあるが、外国にも同じような法律があるとしたら、外国に住んでいる外国人が日本の裁判所に来て外国の法律に基づいて申立てをするということはあるのか。
 - 準拠法の問題というより、属地法のような話なのではないか。

- 保護者選任のような手続は、単に保護者を選べばそれが完結というものではなく、その保護者が精神障害者が医療保護入院をするときの同意権を持つなど、その後の手続に続いていくので、日本でしかおよそ考えられないものなのではないか。

エ 破産法に規定する審判事件について

- 破産法第238条は、破産者が相続放棄をしたのを管財人が追認するような形で、裁判所にそれを届け出ることができる規定のように思うが、仮に破産手続開始地に管轄を認めると、最初に相続放棄を申述した国と違い国でそれを一種追認するような届け出をすることになるが、それは問題ないのか。
- 相続放棄の申述も承認されており、準拋法は破産法になるという理解でよいのか。
- そうだとすれば、日本でやることの利便性はありそうである。管財人の裁量で、これは放棄したほうがコストもかからずよいという判断をするだけであり、当該破産手続内での効力の問題になるため、手続開始地で行ってもあまり問題はないかもしれない。

オ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件

- 他の国で同じ法律、手続があることはないという前提で資料ができていますが、どこかの外国が日本の真似をして同じような制度を入れたとすると、どうなるのか。
- 広くいえば相続関係事件に含まれるとして処理できるのではないか。
- 単位法律関係が問題である。この法律を単位にものを考えるのは違和感がある。

(4) 合意管轄について

- 合意管轄について消極的な提案がされているが、実務家からすれば、民訴の方では認めているし、そもそも、真実発見や当事者の利益保護といっても、本来ある裁判所で本当にこれらの要請を満たすことができるかはわからない。日本の裁判所でやりたいという希望があるのであれば、合意管轄を広く認めるべきではないか。
- (注2)に記載のように、応訴している場合には認めてもいいのではないかとこの判断も実際の裁判例ではあるのではないか。
- 応訴があれば必ず認めるというのではなく、裁判所が一定の要件の下に裁量によって認めるという自庁処理のようなやり方も考え方としてはあり得るのではないか。

- ただ、準備する方からすれば、管轄があるかないかが裁判所が判断するまでわからないというのはつらい。
- 身分関係事件について合意管轄を広く認めた方がよいという意見は、実務家の間でも多くないのではないか。合意管轄を認めずに、各則で広く認める方が当事者の予測可能性の点でもいいし、当事者がその意味をきちんと理解して合意するのは難しい。涉外家事事件のプロがついて、準拠法や見通しをきちんと説明してからでないと、夫婦間のパワーバランスの問題で、力の強い者の意見が通ってしまう。
- それは、真意の判断のところできちんと説明を受けてした合意に限る等すればよいのではないか。
- 離婚をどこですか、子どものことをどこで決めるかという問題は、それによってどの法律が適用されるかということまで予測してからでないと、本当の意味での合意を認めることができない。諸外国でも余り認めていないのに、なぜ日本だけが合意管轄をわざわざ認める必要があるのかという疑問がある。
- 結局問題となるのは、離婚とか財産分与とか遺産分割ではないかと思うが、遺産分割は資産移転が問題となるだけなので、他の身分関係事件と異なり合意管轄でも良い。
- 本来やるべき国の裁判所を利用すると時間がかかりすぎるので、日本でやりたいと思う当事者はいれば、できるようにしてあげてもいいのではないか。
- 日本に関係がある人であれば、各則を広くつくればそれでカバーできるのではないか。日本と全く関係がないのに、日本で裁判したいという利益を守るために合意管轄の規定を置くというのは、例外的な場面を想定してリスクの方が大きくなり相当ではない。
- （注2）に記載した自庁処理のようなものは、特別の事情ほど狭く設けずに、裁判所で全く国内のものに関連性がないとか、合意には疑問があるという場合に配慮できるような制度の一つとして考えられるのではないか。
- 応訴管轄を認めると、結局管轄がなさそうな場合でもすべて相手方に送るということになる。送るということは原告にとっては非常に負担である。お金もかかるし時間もかかる。全部送って応訴管轄を認めるというのは困る。
- 事後の合意については、事前の合意と異なり、実際裁判を起こされ、弁護士にも相談していろいろなことを検討した結果、それならいいと判断して応訴するという

ことが考えられるので、そこまで排除するかという点を考える必要がある。

- 家事の場合は、応訴の意義をどう考えるかという問題がある。民訴3条の8のように、出頭して弁論するということが家事では当てはまらず、現に家事事件手続法には応訴管轄は入っていない。
- 本案について何か主張したとか、何か特定の行為を挙げて、こういう行為があった場合には、とすることが考えられるが、実際には難しい。そのような観点からも、応訴管轄よりは、自庁処理のようなものを認める方がいいのではないか。
- 予測可能性の問題になるのではないか。

(5) 専属管轄について

- 専属管轄と言ったところで、合意管轄や応訴管轄を排除したり、重複する併合請求の裁判籍を排除したりするという意味しかないのではないか。
- 氏の変更の許可で外国人について日本に住所があれば管轄を認めるということにすると、外国に住所をもつ日本人についてその住所地で裁判が下されたときに、その承認に関する間接管轄の有無に影響する。
- 名の変更に関する事件であれば、日本人については日本にしか管轄がないという意味で、専属管轄となる。国籍や住所のように一般的な管轄原因にするのではなく、まず日本人については日本にしか管轄を認めず専属にし、外国人については例外的に日本でも住所を持っていれば管轄を広げるだけのことではないか。
- 管轄はそもそも事件単位で見ると思う。ある一定の事件について、日本で一定の管轄原因を認めるが、外国では認めず、我が国として承認しないということになるのではないか。
- アプリオリにそのようにはならないのではないか。例えば、倒産事件の管轄は、国内管轄で専属管轄と書き、先に申し立てられた裁判所に管轄があるとしている。それは後の裁判所の管轄権を排除するための規定だと思うが、日本と外国で訴訟が係属したときに、日本の専属管轄であることを理由として、当然日本の裁判が優先することになるのか。
- 順番は関係なく、専属管轄とは、一定の事件類型であれば日本では日本の裁判所の裁判しか効力を認めないということなので、外国の裁判所で先に裁判がされていても承認せず、後からされた外国の裁判も当然承認しないことになる。
- 資料10の6頁の①から⑤までの提案内容は、戸籍法や児童福祉法等の日本法で

定められている当該手続については我が国の裁判所の専属管轄にする趣旨であり、このような手続が用いられる事件については、外国の裁判所が審判をしたとしても日本では承認しないということになる。

- 国内管轄の場合は、東京と大阪に専属管轄があった場合にはどちらでも裁判ができるが、国際裁判管轄の場合は、日本に専属管轄があるとした場合、外国に管轄があったとしてもそれを排除することができる効力を有するということか。
- 我が国の政策決定として、特定の一定の事件類型については日本の裁判所でしか適正な判断をできないので、外国の裁判所の判断を承認しないようにして、専属管轄を決めるとする見解もある。
- 原告住所地と被告住所地を専属管轄としたときには、原告住所地と被告住所地の裁判所はきちんとした判断をしてくれるが、それ以外の裁判所はだめだということ的前提にしているのではないか。そのような裁判所がなぜ日本の裁判所になるのかがよくわからない。
- 国際裁判管轄のレベルで、例えば離婚事件等において原告住所地国又は被告住所地国を専属管轄とする旨の規律を設けたとしても、結果として、ある一つの国に管轄権が専属することが定まらないから、専属管轄の規定として意味がないのではないか。国際裁判管轄における専属管轄とは、日本法において複数の管轄原因を定めているため、日本を含む複数の国の裁判所に管轄権が認められ得る場合に、日本法において、その類型の事件については他国の管轄権は認めないというものだと理解していた。民訴法第3条の5の規定はその趣旨の規定であり、それとパラレルに考えることになるのではないか。例えば、生活保護法等に関する審判事件の扶養義務者の負担すべき費用額の確定は家事事件手続法別表第2の事件で相手方が観念できる事件であるが、相手方住所地国を一般的な管轄原因として認める場合には、管轄原因が複数ということがあり得る。それ以外の事件類型は全部家事事件手続法別表第1の事件であり、これらに共通する一般則となる規律を設けないのだとすると、個々の事件類型ごとにどこが管轄を持つかと考えた場合、これらの事件が全部我が国の裁判所にのみ管轄権があるとなれば、わざわざ専属管轄とする意味はないのではないかという問題意識は理解できる。
- その管轄原因は複数ではなく1つだけでも良いのではないか。
- 民訴法3条の5は、我が国の裁判所に複数の管轄原因があると考えられるが、そ

の種類の事件については、管轄権のある国を日本だけと決めた規定であり、それと平行に考えることになるのではないか。例えば、生活保護法等に関する審判事件の扶養義務者の負担すべき費用額の確定は家事事件手続法別表第2の事件なので相手方が観念できる事件である。相手方住所地国を一般的な管轄原因として認める場合には、管轄原因が複数ということがあり得る。

- それ以外の事件類型は全部家事事件手続法別表第1の事件であり、これらに共通する一般則となる規律を設けないのだとすると、個々の事件類型ごとにどこが管轄を持つかと考えた場合、これは全部我が国の裁判所の裁判籍に服するとなれば、そこにしか裁判籍がなく、わざわざ専属管轄とする意味はないのではないかという問題意識は理解できる。
- 専属管轄には、複数の管轄原因のうち一部を排除する意味と、外国がした裁判の判決を承認しないという意味があると理解した。